

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 1 酒気帯びの有無
 - 2 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 3 道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認（貨物自動車運送事業輸送安全規則）
- （ ）

問題 2（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法）

（ ）

問題 3

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 4 (点検整備記録簿)

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について道路運送車両法第 48 条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

点検の年月日

点検の結果

整備の概要

整備を完了した年月日

登録自動車にあっては、所有者の氏名及び住所

(道路運送車両法)

()

問題 5 (自発的健康診断の結果の提出)

午後 9 時から午前 6 時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで)の間における業務(以下「深夜業」)に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断(労働安全衛生法第 66 条第 5 項ただし書の規定による健康診断を除く)の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。(労働安全衛生法)

()

問題 6 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 7 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く)を所有する者は、その自動車の外側に、所有者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法)

()

問題 8

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施することは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律でいう「不公正な取引方法」に当たる。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

()

問題 9 (輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が第 15 条、第 16 条第 1 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 17 条第 1 項から第 4 項まで、第 18 条第 3 項若しくは貨物自動車運送事業法第 22 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。（貨物自動車運送事業法）

()

問題 10 (通行の禁止又は制限等違反の防止)

貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

- 1 道路法第 47 条第 2 項の規定に違反し、又は同条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により地方運輸局長が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。
- 2 道路法第 47 条第 3 項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により地方運輸局長が付した条件に違反して道路を通行すること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 11 (目的等)

使用者は、季節的繁忙その他の事情により、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

()

問題 1 2 (目的)

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の運送事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法)

()

問題 1 3 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、親事業者が下請代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合に、下請事業者が公安審査委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすることをしてはならない。(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 1 4 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

災害のため緊急を要するとき。

公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(道路運送法)

()

問題 1 5 (車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。(道路交通法)

()

Ⅱ. 次の問題 16 から 24 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16

以下のアからエのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを 1 つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

※ここでいう「持分会社」とは会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社とする。

- ・貨物自動車運送事業法第 5 条第 3 号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、
ア 許可を受けようとする者(持分会社である場合に限る)の資本金の 3 分の 1 を超える額を出資している者とする。
- イ 許可を受けようとする者(株式会社である場合に限る)の監督権の過半数を所有している者とする。
- ・貨物自動車運送事業法第 5 条第 3 号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、
ウ 許可を受けようとする者の親会社等(株式会社である場合に限る)が議決権の 3 分の 2 を所有している者とする。
- エ 許可を受けようとする者の親会社等(持分会社である場合に限る)が資本金の 2 分の 1 を超える額を出資している者とする。

()

問題 17

以下のアからウについて、自動車事故報告規則に照らし、誤っているものを 1 つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車事故報告規則)

- ア 自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書には、故障した部品及び部品の故障した部位の名称を記載した書面を添付しなければならない。
- イ 一般貨物自動車運送事業者は、使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)に積載されたコンテナが落下した場合、それが発生した日から 30 日以内に、自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
- ウ 一般貨物自動車運送事業者は、使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)について、1 名の死者を生じた事故が発生させた場合、自動車事故報告規則第 3 条第 1 項の規定によるほかに、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により 24 時間以内においてできる限り速やかに、事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。

()

問題 18

以下のアからウのうち、道路交通法に照らし、誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。(道路交通法)

- ア 道路交通法において「車両通行帯」とは、車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分を用いることとされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。
 - イ 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。
 - ウ 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。
- ()

問題 19 (許可の申請)

貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けようとする者は、申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、以下のアからウのうち、申請書に記載すべきとされるものとして正しいものを1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要、特定貨物自動車運送事業を行っているか否か、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び役職、常勤か非常勤かの別
 - ウ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合、業務の範囲
- ()

問題 20

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、当該運転者に携行させなければならないとされているところ、運行指示書に記載しなければならない事項として正しいものを以下のアからウより1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア 運行の開始及び終了の地点の最寄りの警察署の位置
- イ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ウ 運行管理者の氏名

()

問題 2 1

以下のアからエのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを1つ選び、()に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

・貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

ア 営業所の位置の変更

イ 主たる事務所の位置の変更

・貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

ウ 変更を必要とした時期

エ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

()

問題 2 2

以下のアからオについて、自動車事故報告規則に照らし、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(自動車事故報告規則)

ア 自動車に積載されたシアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物の一部が飛散し、又は漏えいした自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。()

イ 自動車が鉄道車両と接触したが死者を生じなかった自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たらない。()

ウ 自動車に適切に積載されたコンテナが落下した自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たらない。()

エ 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道)において、5時間、自動車の通行を禁止させた自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。()

オ 運転者の疾病により、自家用自動車の運転を継続することができなくなったものは、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。()

問題 2 3

以下のアからエについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ア 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとする。
- イ 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)は、4時間を超えないものとする。
- ウ 業務の必要上、勤務の終了後継続6時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
- エ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準は、自動車運転者(労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く)であって、4輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く)に主として従事する者)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。()

問題 2 4

以下のアからウについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし、『 』内に当てはまるものとして正しいものを下記の語群 a から g より選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離を記録させ、その記録を『 』保存しなければならない。()
- イ 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、『 』が生じないように積載しなければならない。()
- ウ 貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、次の事項を遵守しなければならない。
 - ・ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を『 』に申し出ること。()

- | | | | |
|---------------|--------|----------|--------|
| a. 所轄警察署長 | b. 偏荷重 | c. 高低差 | d. 3年間 |
| e. 貨物自動車運送事業者 | f. 1年間 | g. 運行管理者 | |

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 1 酒気帯びの有無
- 2 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 3 道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項）

（ ○ ）

問題 2（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法第 15 条第 1 項）

（ ○ ）

問題 3

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は**特定旅客自動車運送事業**を他人にその名において経営させてはならない。（貨物自動車運送事業法第 27 条第 2 項）（正 特定貨物自動車運送事業を）

（ × ）

問題 4 (点検整備記録簿)

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について道路運送車両法第 4 8 条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

点検の年月日

点検の結果

整備の概要

整備を完了した年月日

登録自動車にあっては、所有者の氏名及び住所

(正 不要。省令でも求められていない)

(道路運送車両法第 4 9 条)

(×)

問題 5 (自発的健康診断の結果の提出)

午後 9 時から午前 6 時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 1 1 時から午前 6 時まで)の間における業務(以下「深夜業」)に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断(労働安全衛生法第 6 6 条第 5 項ただし書の規定による健康診断を除く)の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。(労働安全衛生法第 6 6 条の 2) (正 午後 1 0 時から午前 5 時まで)

(×)

問題 6 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 1 1 条)

(正 講じなければならない)

(×)

問題 7 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 1 0 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く)を所有する者は、その自動車の外側に、所有者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第 9 5 条) (正 ①使用 ②使用者)

(×)

問題 8

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施することは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律でいう「不公正な取引方法」に当たる。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条第 9 項第 5 号ハ）

(○)

問題 9 (輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあつては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が第 15 条、第 16 条第 1 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 17 条第 1 項から第 4 項まで、第 18 条第 3 項若しくは貨物自動車運送事業法第 22 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。（貨物自動車運送事業法第 22 条の 2）（正 ①第 4 項 ②第 1 項）

(×)

問題 10 (通行の禁止又は制限等違反の防止)

貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

- 1 道路法第 47 条第 2 項の規定に違反し、又は同条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により地方運輸局長が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。
- 2 道路法第 47 条第 3 項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により地方運輸局長が付した条件に違反して道路を通行すること。

(正 道路管理者)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条の 2)

(×)

問題 11 (目的等)

使用者は、季節的繁忙その他の事情により、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 1 条第 3 項）

(○)

問題 1 2 (目的)

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の**運送事業**の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第 1 条) (正 整備事業)

(×)

問題 1 3 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、親事業者が下請代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合に、下請事業者が**公安審査委員会**又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすることをしてはならない。(下請代金支払遅延等防止法第 4 条第 1 項第 2 号、第 7 号) (正 公正取引委員会)

(×)

問題 1 4 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

災害のため緊急を要するとき。

公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(道路運送法 7 8 条)

(○)

問題 1 5 (車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。(道路交通法第 2 6 条)

(○)

Ⅱ. 次の問題 16 から 24 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16

以下のアからエのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第3条の2)

※ここでいう「持分会社」とは会社法第575条第1項に規定する持分会社とする。

- ・貨物自動車運送事業法第5条第3号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、
ア 許可を受けようとする者(持分会社である場合に限る)の資本金の**3分の1**を超える額を出資している者とする。(正 2分の1)
- イ 許可を受けようとする者(株式会社である場合に限る)の**監督権**の過半数を所有している者とする。(正 議決権)
- ・貨物自動車運送事業法第5条第3号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、
ウ 許可を受けようとする者の親会社等(株式会社である場合に限る)が議決権の**3分の2**を所有している者とする。(正 過半数)
- エ 許可を受けようとする者の親会社等(持分会社である場合に限る)が資本金の2分の1を超える額を出資している者とする。

(エ)

問題 17

以下のアからウについて、自動車事故報告規則に照らし、誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車事故報告規則第3条、第4条)

- ア 自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書には、故障した部品及び部品の故障した部位の名称を記載した書面を添付しなければならない。
- イ 一般貨物自動車運送事業者は、使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)に積載されたコンテナが落下した場合、それが発生した日から30日以内に、自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
- ウ 一般貨物自動車運送事業者は、使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)について、**1名の死者**を生じた事故を発生させた場合、自動車事故報告規則第3条第1項の規定によるほかに、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により24時間以内においてできる限り速やかに、事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。(正 2名以上の死者)

(ウ)

問題 18

以下のアからウのうち、道路交通法に照らし、誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(道路交通法第2条第1項第3号、第50条第2項、第54条第2項)

- ア 道路交通法において「**車両通行帯**」とは、車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分をいう。
(正 「車道」)
- イ 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。
- ウ 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。
(ア)

問題 19 (許可の申請)

貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けようとする者は、申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、以下のアからウのうち、申請書に記載すべきとされるものとして正しいものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

- ア 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要、**特定貨物自動車運送事業を行っているか否か**、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の**氏名及び役職**、**常勤か非常勤かの別**
- ウ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合、業務の範囲
(貨物自動車運送事業法第4条)
(ウ)

問題 20

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、当該運転者に携行させなければならないとされているところ、運行指示書に記載しなければならない事項として正しいものを以下のアからウより1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)

- ア 運行の開始及び終了の地点の**最寄りの警察署の位置**
- イ 運行に際して注意を要する箇所的位置
- ウ **運行管理者**の氏名 (正 乗務員)
(イ)

問題 2 1

以下のアからエのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを1つ選び、()に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第7条)

・貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

ア **営業所の位置の変更** (正 貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)

イ 主たる事務所の位置の変更

・貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

ウ 変更を必要とした**時期** (正 理由)

エ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**及び住所**
(正 代表者の住所は不要)

(イ)

問題 2 2

以下のアからオについて、自動車事故報告規則に照らし、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(自動車事故報告規則第2条)

ア 自動車に積載されたシアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物の一部が飛散し、又は漏えいした自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。 (○)

イ 自動車が鉄道車両と接触したが死者を生じなかった自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に**当たらない**。(正 当たる) (×)

ウ 自動車に適切に積載されたコンテナが落下した自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に**当たらない**。(正 当たる) (×)

エ 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道)において、5時間、自動車の通行を禁止させた自動車の事故は、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。 (○)

オ 運転者の疾病により、**自家用**自動車の運転を継続することができなくなったものは、自動車事故報告規則第2条の事故に当たる。(正 事業用) (×)

問題 2 3

以下のアからエについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第1条第1項、第4条第1項第5号、第3項第1号、第5項)

- ア 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとする。
- イ 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)は、4時間を超えないものとする。
- ウ 業務の必要上、勤務の終了後継続6時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。(正 8時間以上)
- エ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準は、自動車運転者(労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く)であって、4輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く)に主として従事する者)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

(ウ)

問題 2 4

以下のアからウについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし、『 』内に当てはまるものとして正しいものを下記の語群 a から g より選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条、第8条、第17条)

- ア 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離を記録させ、その記録を『 』保存しなければならない。(f)
- イ 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、『 』が生じないように積載しなければならない。(b)
- ウ 貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、次の事項を遵守しなければならない。
 - ・ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を『 』に申し出ること。(e)

- | | | | |
|---------------|--------|----------|--------|
| a. 所轄警察署長 | b. 偏荷重 | c. 高低差 | d. 3年間 |
| e. 貨物自動車運送事業者 | f. 1年間 | g. 運行管理者 | |